

第2章 統計調査

この章では、第3章特別調査の対象者である女性受刑者及び男性受刑者に関連し、各種統計資料等に基づき、刑事司法の各段階における人員、構成比の推移（最近20年間）等を紹介する。

第1節 検挙・検察

1 検挙

(1) 刑法犯 検挙人員

刑法犯の検挙人員（男女別）及び女性比の推移（最近20年間）を見ると、2-1図①のとおりである。検挙人員の総数は、平成16年には38万9,027人を記録したが、17年から減少に転じ、令和4年は16万9,409人（前年比5,632人（3.2%）減）であった（警察庁の統計による。）。女性比は、おおむね20～22%台で推移しており、令和4年は21.9%（3万7,021人）であった。

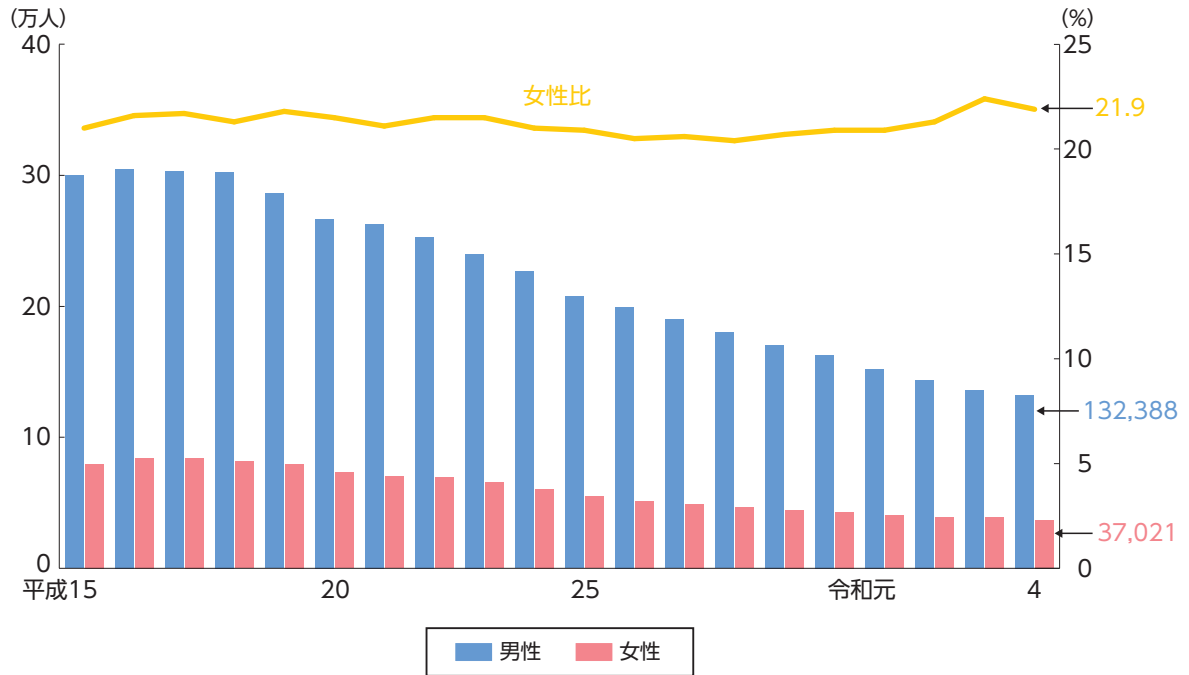
刑法犯の検挙人員について人口比（人口10万人当たりの検挙人員）の推移（最近20年間）を男女別に見ると、2-1図②のとおりである。女性人口比は平成17年の147.0（8万4,162人）、男性人口比は16年の566.3（30万4,905人）をピークとし、その後はいずれも低下傾向にあり、令和4年の女性人口比は64.2（3万7,021人）であった。

2-1図

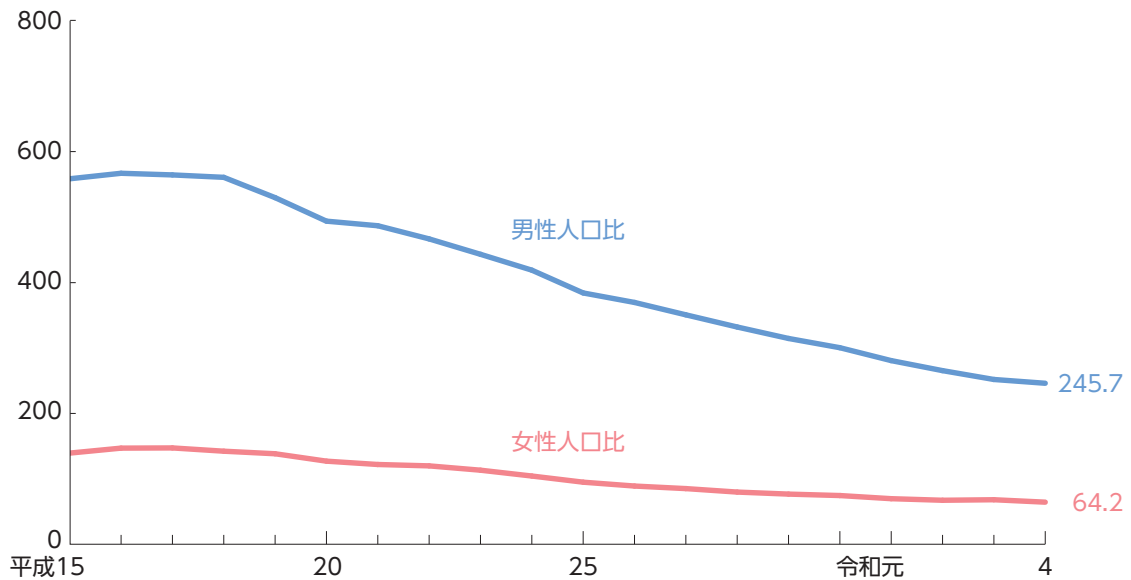
刑法犯 検挙人員・人口比(男女別)・女性比の推移

① 検挙人員・女性比の推移

(平成15年～令和4年)



② 人口比の推移



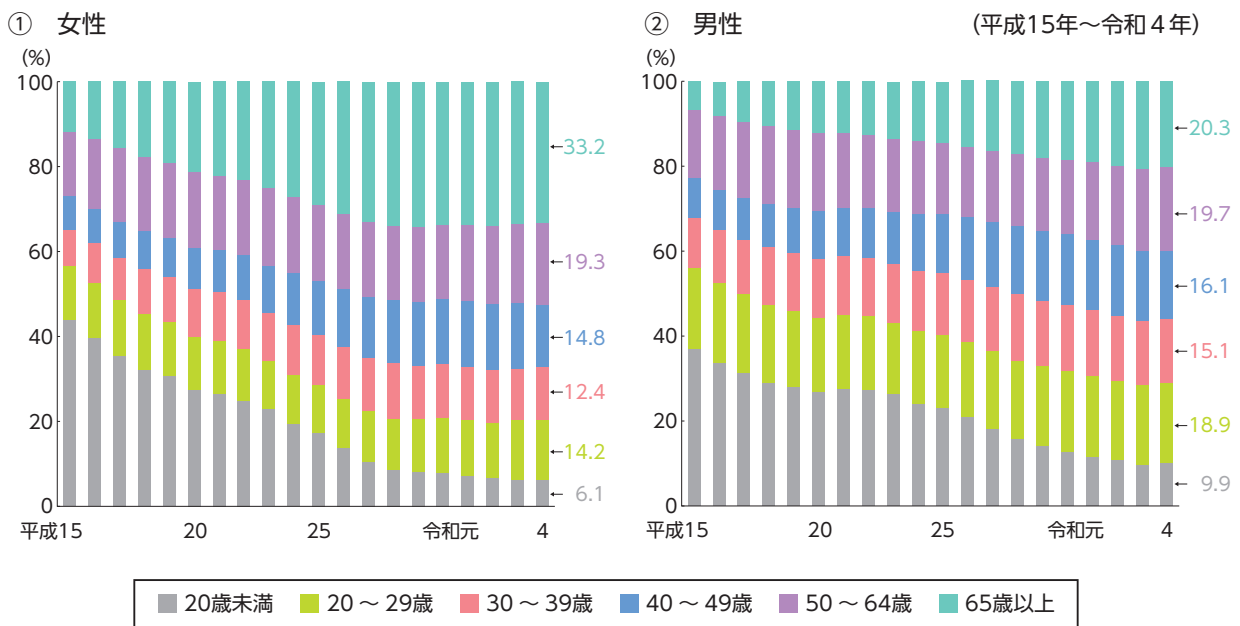
注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「人口比」は、10万人当たりの刑法犯検挙人員である。

刑法犯の検挙人員について年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見ると、2-2図のとおりである。女性の検挙人員における65歳以上の構成比は、平成15年には11.8%（9,400人）であったが、令和4年は33.2%（1万2,289人）を占めており、検挙人員に占める比率は上昇している。一方、20歳未満の者の構成比は、平成15年には43.8%（3万4,846人）であったが、その後低下傾向にあり、令和4年は6.1%（2,263人）であった。

同年における年齢層別構成比を単純に比較すると、女性では、「65歳以上」が33.2%と最も高く、次いで、「50～64歳」が19.3%であり、50歳以上の者が全体の半数を占めるのに対し、「20～29歳」は14.2%、「20歳未満」は6.1%であった。一方、男性では、「65歳以上」が20.3%と最も高く、次いで、「50～64歳」が19.7%であり、「20～29歳」は18.9%、「20歳未満」は9.9%と、女性よりも若年層の占める比率が高かった。

2-2図

刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移（男女別）



注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。

令和4年における刑法犯の検挙人員及び罪名別構成比を男女別に見ると、2-3表のとおりである。窃盗の構成比が、男女共に最も高いが、女性は68.2%と男性と比べて顕著に高く、特に万引きの構成比が、女性では51.6%と高い。女性比を見ると、窃盗は31.9%と最も高く、次いで、殺人が25.4%、放火が23.3%の順であった。

2-3表

刑法犯 検挙人員・罪名別構成比（男女別）

（令和4年）

罪名	総数	男性	女性	女性比
刑法犯	169,409 (100.0)	132,388 (100.0)	37,021 (100.0)	21.9
殺人	785 (0.5)	586 (0.4)	199 (0.5)	25.4
〔 嬰 児 殺 〕	10 (0.0)	-	10 (0.0)	100.0
強盗	1,322 (0.8)	1,195 (0.9)	127 (0.3)	9.6
放火	532 (0.3)	408 (0.3)	124 (0.3)	23.3
暴行	23,964 (14.1)	20,384 (15.4)	3,580 (9.7)	14.9
傷害	17,532 (10.3)	15,769 (11.9)	1,763 (4.8)	10.1
恐喝	1,159 (0.7)	1,056 (0.8)	103 (0.3)	8.9
窃盗	79,234 (46.8)	53,993 (40.8)	25,241 (68.2)	31.9
〔 万 引 き 〕	45,826 (27.1)	26,741 (20.2)	19,085 (51.6)	41.6
詐欺	10,507 (6.2)	8,399 (6.3)	2,108 (5.7)	20.1
横領	9,309 (5.5)	8,016 (6.1)	1,293 (3.5)	13.9
遺失物等横領	8,372 (4.9)	7,250 (5.5)	1,122 (3.0)	13.4
偽造	929 (0.5)	728 (0.5)	201 (0.5)	21.6
その他	24,136 (14.2)	21,854 (16.5)	2,282 (6.2)	9.5

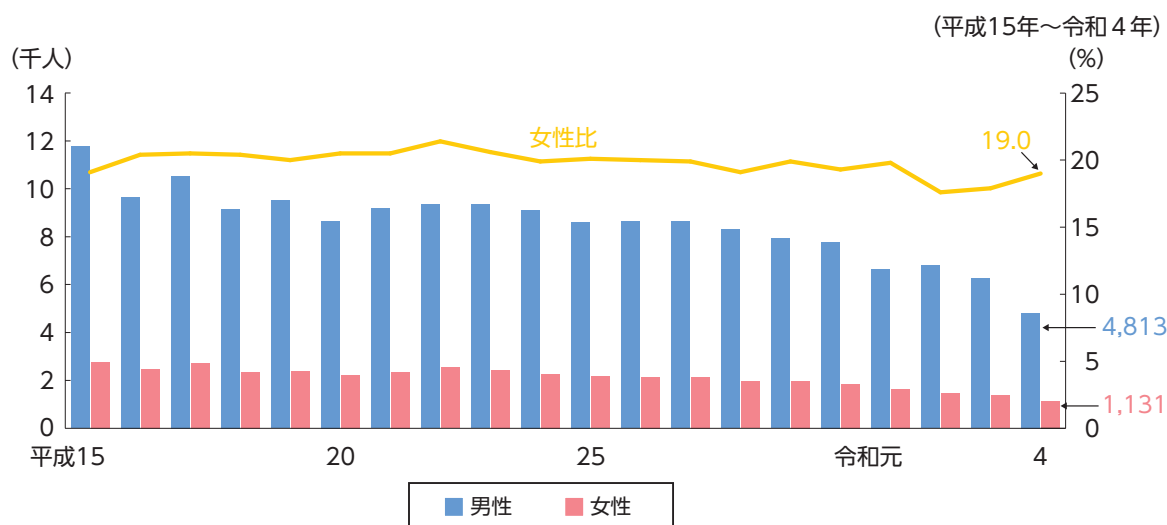
注 1 警察庁の統計による。
 2 ()内は、罪名別構成比である。
 3 []内は、犯行の手口であり、殺人又は窃盗の内数である。
 4 「遺失物等横領」は、横領の内数である。

(2) 覚醒剤取締法違反 検挙人員

覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）違反の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）（男女別）及び女性比の推移（最近20年間）を見ると、2-4図のとおりである。検挙人員の総数は、減少傾向にあり、令和4年は5,944人と平成15年（1万4,554人）の約5分の2であった（警察庁の統計による）。女性比は、平成15年以降、17～21%台で推移し、令和4年は19.0%（前年比1.1pt上昇）と前年と比べて上昇しているものの、同年の女性の検挙人員は、1,131人と前年に比べて238人減っている。

2-4図

覚醒剤取締法違反 検挙人員（男女別）・女性比の推移



注 警察庁の統計による。

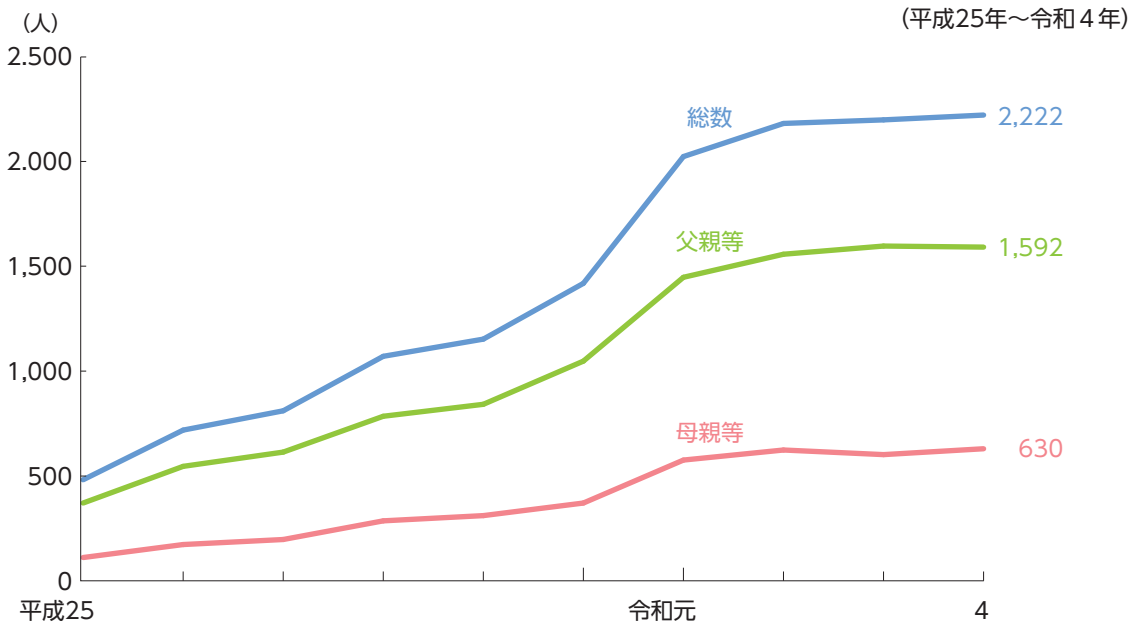
(3) 児童虐待に係る事件 検挙人員

児童虐待に係る事件（刑法犯等として検挙された事件のうち、児童虐待防止法2条に規定する児童虐待が認められたものをいう。以下この項において同じ。）の検挙人員の推移（平成25年以降）を被害者と加害者の関係別に見ると、2-5図のとおりである。検挙人員の総数は、25年以降増加し続け、令和4年は2,222人と平成25年（482人）の約4.6倍であった。被害者と加害者の関係別に見ると、平成25年以降、いずれの年においても加害者が父親等の割合が高く、令和4年は全体の71.6%であった。

令和4年の加害者が母親等の事件について検挙人員の罪名別構成比を見ると、暴行・傷害が78.7%（496人）と最も高く、次いで、殺人（無理心中及び出産直後の事案を含む。以下この項において同じ。）が6.0%（38人）であるのに対し、強制わいせつは1.4%（9人）、強制性交等は0.5%（3人）といずれも低い。一方、加害者が父親等の場合、暴行・傷害は72.5%（1,154人）と最も高く、次いで、強制わいせつが11.2%（178人）、強制性交等が8.7%（139人）であるのに対し、殺人は0.6%（9人）と低い（警察庁生活安全局の資料による。）。

2-5 図

児童虐待に係る事件 検挙人員の推移（被害者との関係別）



注 1 警察庁生活安全局の資料による。

2 「母親等」は、養母・継母、父親の内縁の妻等を、「父親等」は、養父・継父、母親の内縁の夫等を含む。

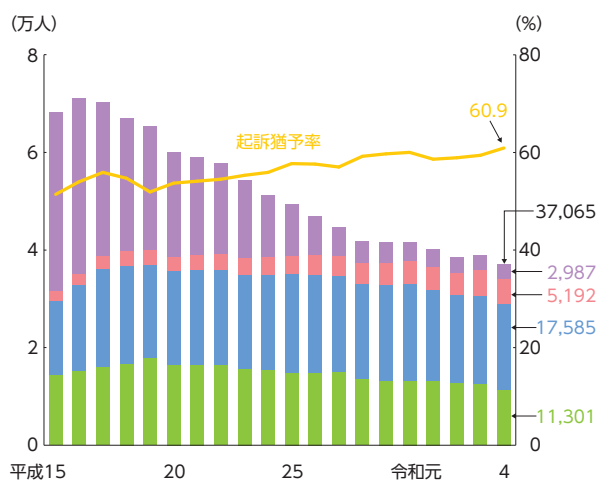
2 検察

検察庁終局処理人員（過失運転致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下この項において同じ。）（処理区分別）及び起訴猶予率の推移（最近20年間）をそれぞれ男女別に見ると、2-6図のとおりである。令和4年における検察庁終局処理人員の総数は、24万7,314人（前年比8,055人（3.2%）減）であり、このうち女性の占める割合は15.0%（3万7,065人）であった（検察統計年報による。）。平成15年以降の男女別起訴猶予率を見ると、いずれの年も女性の方が起訴猶予率が高く、男女とも起訴猶予率は上昇傾向にある。

2-6図

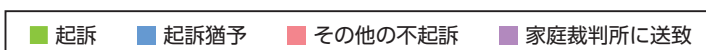
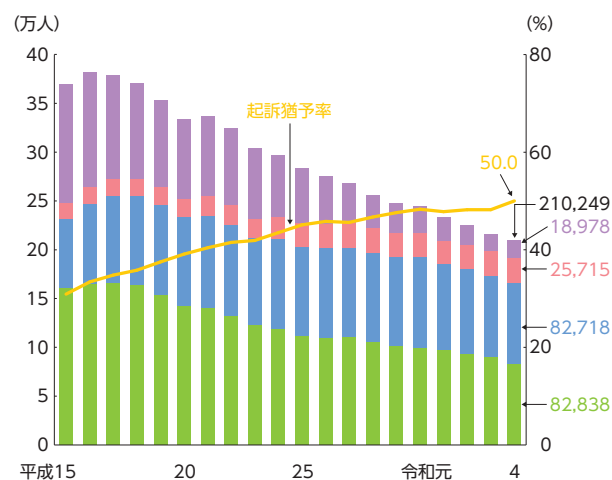
検察庁終局処理人員（処理区分別）・起訴猶予率の推移（男女別）

① 女性



② 男性

（平成15年～令和4年）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道路交通法等違反を除く。
 3 「起訴猶予率」は、起訴人員及び起訴猶予人員の合計に占める起訴猶予人員の比率をいう。

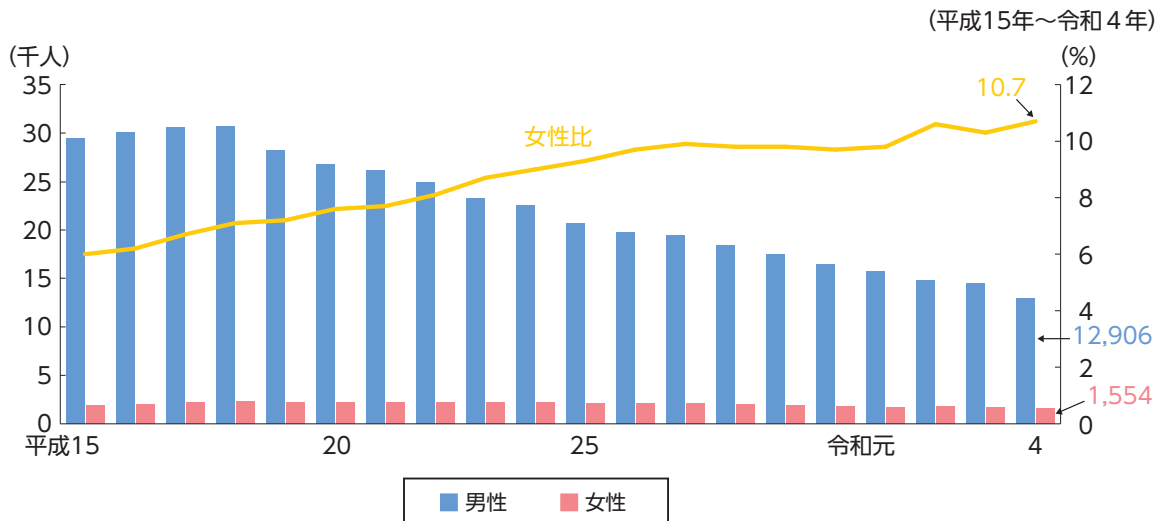
第2節 矯正・保護観察

1 矯正

入所受刑者の人員（男女別）及び女性比の推移（最近20年間）を見ると、2-7図のとおりである。女性入所受刑者の人員は、平成18年まで増加し続け、19年に若干減少した後はおおむね横ばいで推移した後、28年から減少傾向にあり、令和4年は1,554人（前年比112人（6.7%）減）であった。女性比は、平成27年（9.9%）まで上昇し続け、28年から横ばいとなっていたが、令和2年以降、10%台が続いており、4年は10.7%であった。

2-7図

入所受刑者の人員（男女別）・女性比の推移



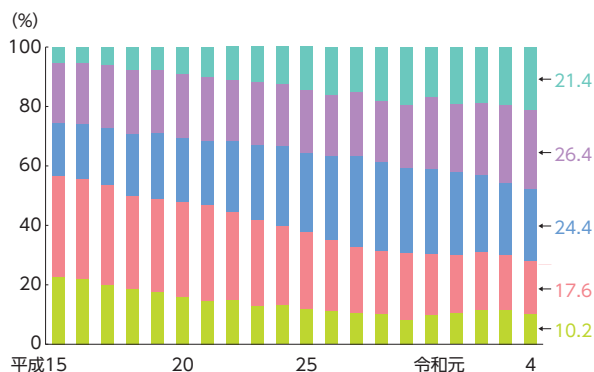
注 矯正統計年報による。

入所受刑者の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見ると、2-8図のとおりである。女性入所受刑者のうち、30歳未満の構成比は、平成15年以降低下傾向にあり、令和元年以降は10～11%台と他の年齢層と比べて構成比が最も低い。30～39歳の構成比は、平成15年以降低下傾向にあるのに対し、50～64歳及び65歳以上の構成比は、近年上昇傾向にあり、特に65歳以上の構成比を見ると、令和4年は21.4%と平成15年の約3.9倍であった。また、令和4年における65歳以上の構成比は、30歳未満の約2.1倍であった。他方、男性入所受刑者のうち、30歳未満の構成比は、平成15年以降低下傾向にあるものの、23年以降は14～16%台で推移し、令和4年は16.4%であった。65歳以上の構成比を見ると、4年は13.1%と平成15年の約3.1倍であった。また、令和4年の65歳以上の構成比は、30歳未満の約5分の4であった。

2-8図

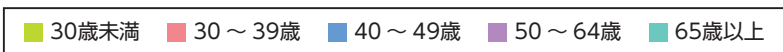
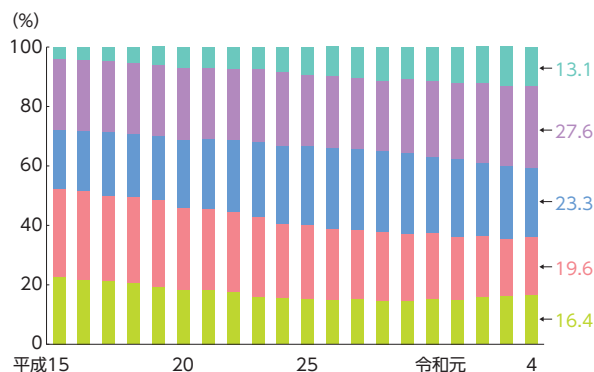
入所受刑者の年齢層別構成比の推移（男女別）

① 女性



② 男性

(平成15年～令和4年)



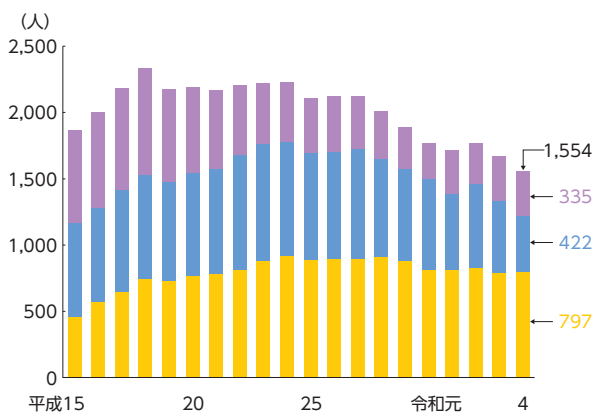
注 1 矯正統計年報による。
2 入所時の年齢による。

入所受刑者の罪名別人員の推移（最近20年間）を男女別に見ると、2-9図のとおりである。男性入所受刑者と比べて女性入所受刑者の窃盗及び覚醒剤取締法違反の構成比が高く、平成24年以降は、窃盗及び覚醒剤取締法違反の合計が全体の約8割を占めている。女性入所受刑者は、15年から23年まで覚醒剤取締法違反が最も多かったものの、24年以降、窃盗が覚醒剤取締法違反を上回っており、令和4年（797人）は平成15年（457人）の約1.7倍であった。男性入所受刑者は、平成15年以降、一貫して窃盗が覚醒剤取締法違反を上回っている。

2-9図

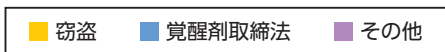
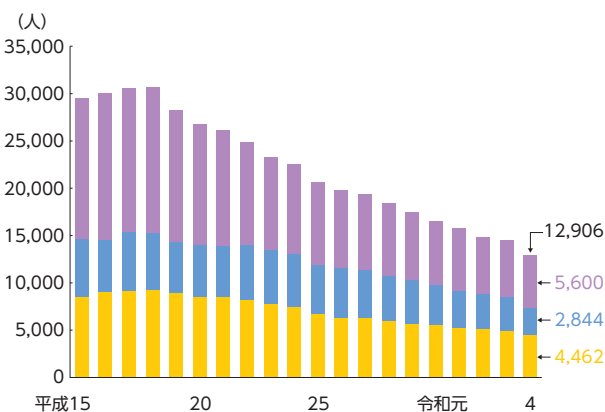
入所受刑者の罪名別人員の推移（男女別）

① 女性



② 男性

(平成15年～令和4年)



注 矯正統計年報による。

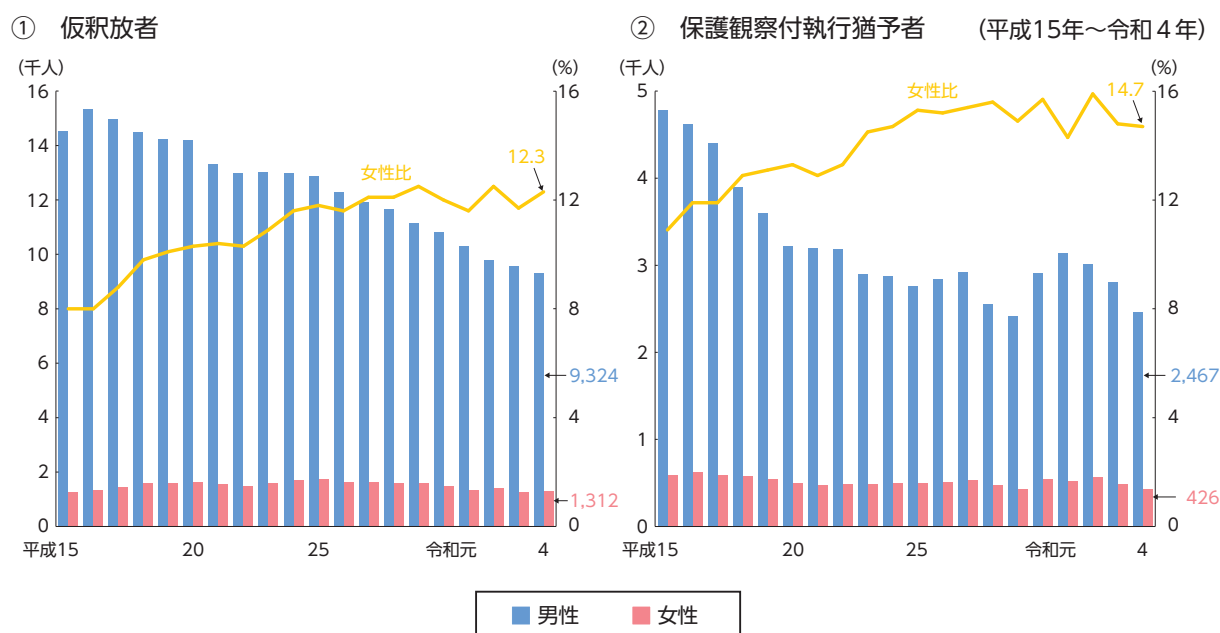
2 保護観察

仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員の推移（男女別）及び女性比の推移（最近20年間）を見ると、**2-10図**のとおりである。仮釈放者の人員の総数は、平成17年から減少傾向にあり、令和4年は1万636人であった。女性の仮釈放者の人員は、平成20年まで増加し続けた後、若干の増減を経て、26年から減少傾向にある。女性比は、29年（12.5%）まで上昇傾向にあり、その後は、12%前後で推移しており、令和4年は12.3%（前年比0.7pt上昇）であった。保護観察付執行猶予者の人員の総数は、平成15年以降減少傾向にあり、30年から増加傾向に転じたものの、令和2年からは再び減少に転じ、4年は2,893人であった。女性の保護観察付執行猶予者の人員は、平成22年からの緩やかな増加と28年からの減少を経て、30年に保護観察付一部執行猶予者の増加を受けて増加し、令和2年まで500人台で推移していたが、3年以降減少し、4年は426人（前年比62人減）であった。女性比は、平成23年以降14～15%台で推移している。

なお、女性の仮釈放率は、令和4年は74.0%であり、平成15年（79.9%）と比べて6.0pt低下しているが、男性の仮釈放率（令和4年は60.8%）と比べて相当に高い（矯正統計年報による。）。

2-10図

保護観察開始人員（保護観察種別、男女別）・女性比の推移



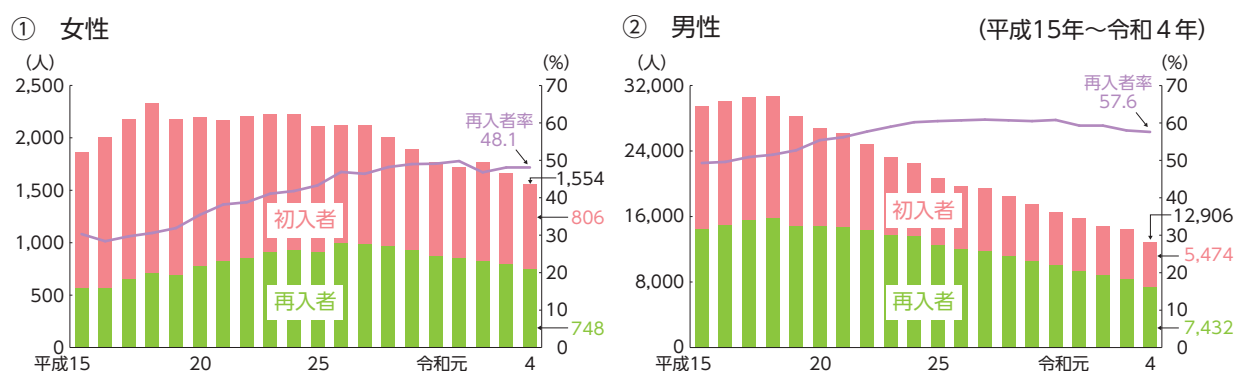
第3節 再入者・再入率

1 再入者

入所受刑者の人員のうち、再入者の人員及び再入者率（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率をいう。以下同じ。）の推移（最近20年間）を男女別に見ると、2-11図のとおりである。女性について見ると、再入者の人員は、平成15年以降、増加傾向にあったが、26年（996人）をピークにその後は一貫して減少し、令和4年は748人（前年比6.6%減）であった。女性の再入者率は、平成17年以降上昇傾向にあり、令和4年は48.1%（同0.1pt上昇）であり、平成15年以降、一貫して男性と比べると低い。

2-11図

入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移（男女別）



注 矯正統計年報による。

2 再入率

出所受刑者の再入率とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の人員の比率をいい、2年以内再入率とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、2年目、すなわち翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいい、5年以内再入率とは、同じく出所年を1年目として、5年目の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

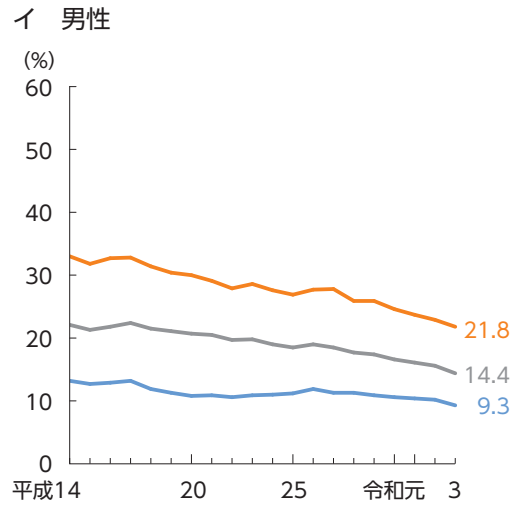
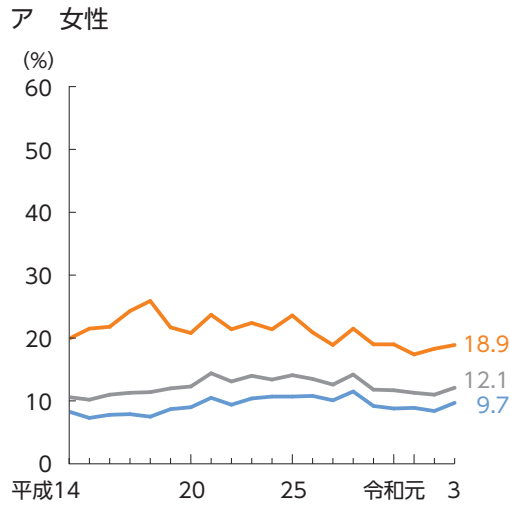
2年以内又は5年以内の再入率を男女別・出所事由別（満期釈放等又は仮釈放の別をいう。）に見ると、2-12図のとおりである。令和3年の出所受刑者について、女性の「満期釈放等」の2年以内再入率は18.9%であるのに対し、男性は21.8%であった。女性の「仮釈放」の2年以内再入率は9.7%であるのに対し、男性は9.3%であった。女性の「満期釈放等」の5年以内再入率は36.3%であるのに対し、男性は45.4%であった。女性の「仮釈放」の5年以内再入率は26.8%であるのに対し、男性は27.8%であった。

2-12図

出所受刑者の再入率の推移 (男女別、出所事由別)

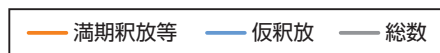
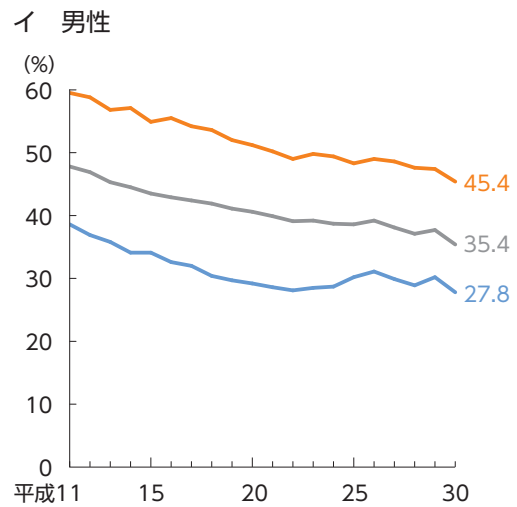
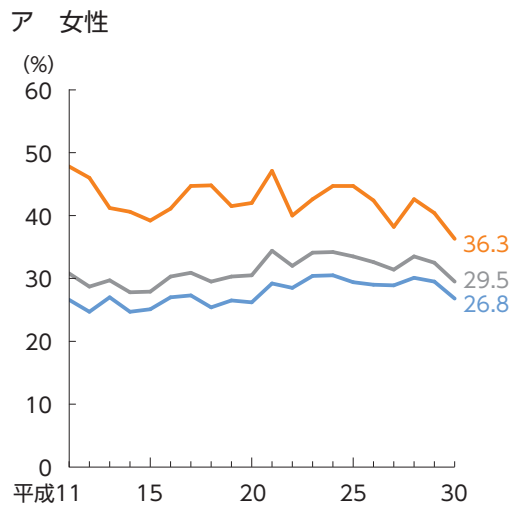
① 2年以内

(平成14年～令和3年)



② 5年以内

(平成11年～30年)



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。
 3 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 4 「再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年を1年目として、①では2年目(翌年)の、②では5年目の、それぞれ年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

第4節 犯罪被害者

令和4年における、人が被害者となった刑法犯の認知件数を主な罪名別に見るとともに、これを主たる被害者の年齢層別に見ると、2-13表のとおりである。総数（この表に掲げた主な罪名の犯罪によって人が被害者となった認知件数の合計）に占める65歳以上の構成比は、16.0%であり、年齢層ごとの女子比又は女性比を見ると、最も高いのは、65歳以上であった。年齢層ごとに女性が被害者となった認知件数を見ると、全ての年齢層において、窃盗が最も多く、次いで、20歳未満では強制わいせつ、50～64歳及び65歳以上では詐欺、それ以外の年齢層では暴行の順であった。

2-13表

人が被害者となった刑法犯 認知件数（主な罪名別、被害者の年齢層別）

（令和4年）

罪 名	総 数		20歳未満		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～64歳		65歳以上	
		女子・女性		女子		女性		女性		女性		女性		女性
総 数	383,232 (100.0)	134,725 (35.2)	69,546 (18.1)	22,699 (32.6)	79,274 (20.7)	29,888 (37.7)	54,791 (14.3)	17,857 (32.6)	55,144 (14.4)	17,131 (31.1)	63,189 (16.5)	19,017 (30.1)	61,288 (16.0)	28,133 (45.9)
殺 人	842 (44.3)	373 (44.3)	85 (33.0)	44 (33.0)	129 (35.7)	51 (39.5)	100 (28.9)	36 (28.9)	123 (30.2)	43 (30.2)	160 (36.7)	62 (36.7)	245 (39.9)	137 (39.9)
強 盗	1,061 (34.3)	364 (34.3)	88 (33.0)	29 (33.0)	258 (35.7)	92 (35.7)	166 (28.9)	48 (28.9)	179 (30.2)	54 (30.2)	207 (36.7)	76 (36.7)	163 (39.9)	65 (39.9)
強 制 性 交 等	1,655 (96.1)	1,591 (96.1)	689 (93.6)	645 (93.6)	647 (97.5)	631 (97.5)	198 (98.0)	194 (98.0)	79 (100.0)	79 (100.0)	33 (100.0)	33 (100.0)	9 (100.0)	9 (100.0)
暴 行	27,849 (44.0)	12,267 (44.0)	3,678 (40.5)	1,489 (40.5)	6,032 (52.5)	3,165 (52.5)	5,199 (45.5)	2,365 (45.5)	5,042 (42.3)	2,131 (42.3)	4,902 (36.5)	1,787 (36.5)	2,996 (44.4)	1,330 (44.4)
傷 害	19,514 (37.4)	7,296 (37.4)	2,881 (28.4)	818 (28.4)	4,444 (44.3)	1,968 (44.3)	3,523 (39.3)	1,385 (39.3)	3,195 (43.9)	1,221 (38.2)	3,386 (40.3)	1,067 (31.5)	2,085 (31.5)	837 (40.1)
脅 迫	4,004 (46.1)	1,846 (46.1)	503 (61.0)	307 (61.0)	775 (60.9)	472 (60.9)	667 (43.9)	293 (43.9)	785 (40.3)	316 (40.3)	811 (34.3)	278 (34.3)	463 (38.9)	180 (38.9)
恐 喝	1,268 (18.7)	237 (18.7)	311 (16.4)	51 (16.4)	416 (18.8)	78 (18.8)	173 (19.7)	34 (19.7)	152 (22.4)	34 (22.4)	158 (17.1)	27 (17.1)	58 (22.4)	13 (22.4)
窃 盗	293,151 (30.7)	90,092 (30.7)	58,374 (28.8)	16,822 (28.8)	62,097 (32.6)	20,237 (32.6)	41,474 (28.6)	11,855 (28.6)	41,973 (27.9)	11,696 (27.9)	48,011 (28.1)	13,490 (28.1)	41,222 (38.8)	15,992 (38.8)
詐 欺	28,302 (55.5)	15,712 (55.5)	501 (55.3)	277 (55.3)	2,731 (55.5)	1,516 (55.5)	2,689 (41.8)	1,123 (41.8)	3,257 (39.7)	1,294 (39.7)	5,220 (38.8)	2,023 (38.8)	13,904 (68.2)	9,479 (68.2)
横 領	488 (25.0)	122 (25.0)	14 (42.9)	6 (42.9)	50 (42.0)	21 (42.0)	81 (14.8)	12 (14.8)	106 (17.0)	18 (17.0)	147 (17.7)	26 (17.7)	90 (43.3)	39 (43.3)
強 制 わ い せ つ	4,708 (95.6)	4,503 (95.6)	2,087 (92.3)	1,926 (92.3)	1,652 (98.5)	1,628 (98.5)	513 (98.4)	505 (98.4)	249 (98.0)	244 (98.0)	154 (96.1)	148 (96.1)	53 (98.1)	52 (98.1)
略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買	390 (82.6)	322 (82.6)	335 (85.1)	285 (85.1)	43 (67.4)	29 (67.4)	8 (87.5)	7 (87.5)	4 (25.0)	1 (25.0)	-	-	-	-

注 1 警察庁の統計による。
 2 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
 3 罪名の「総数」は、この表に掲げた主な罪名の犯罪によって人が被害者となった認知件数の合計である。
 4 「殺人」は、年齢不明のもの5件（うち女子・女性1件）を除く。
 5 () 内は、各年齢層の構成比である。
 6 [] 内は、女子比又は女性比である。